

盛岡広域振興局長告示第109号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成23年9月6日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
都市計画道路3・4・30矢幅駅黒川線	128	18	平成23年8月4日
都市計画道路3・5・79矢幅駅東中央線	139	12	〃
都市計画道路3・5・81腰巡中村線	341	12	〃
都市計画道路3・5・126矢幅駅下花立線	162	16	〃
都市計画道路7・4・7矢幅駅東せせらぎ通り線	116	12	〃
区画道路12.5-1号線	202	12.5	〃
区画道路9.5-1号線	75	9.5	〃
区画道路9.5-2号線	25	9.5	〃
区画道路7-1号線	142	7	〃
区画道路6-1号線	34	6	〃
区画道路6-2号線	106	6	〃
区画道路6-5号線	56	6	〃
区画道路6-6号線	104	6	〃
区画道路6-7号線	162	6	〃
区画道路6-8号線	86	6	〃
区画道路6-9号線	86	6	〃
区画道路6-10号線	174	6	〃
区画道路6-11号線	89	6	〃
区画道路6-12号線	73	6	〃
区画道路6-13号線	46	6	〃
区画道路6-14号線	37	6	〃

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。